

那須烏山市新型コロナウイルス感染防止対策取組支援金

市内事業者の自主的な新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を推進するため、栃木県の新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言運動に賛同し、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を講じ、取組宣言書とステッカーの掲出を行った事業者に対し、当該感染防止対策を講じるために要した費用の一部を支援する那須烏山市新型コロナウイルス感染防止対策取組支援金（以下「支援金」という。）として一律5万円を支給します。

※ 栃木県の「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動の詳細、業種別ガイドラインは栃木県のHPでご覧になれます（裏面にQRコードを掲載しています）

1. 対象となる事業者

支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する商工業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）とします。

- (1) 支援金申請時点で事業を行っており、今後も事業継続する意思があること
- (2) 市内で事業を営んでいること
- (3) 市内の事業所に関し、5万円以上の費用を支払って業種別ガイドラインに沿った感染防止対策（令和2年4月1日以降に着手し、支援金申請時点までにその支払が完了したものに限り）を講じていること（対象となる対策例は下記の表のとおり）
- (4) 栃木県の「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動に賛同し、「取組宣言書」と「ステッカー」の掲出を行っていること
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者が関わる事業を行う者でないこと

■対象となる対策例

項目	具体例
ア 室内の空気の衛生管理を行うための設備の設置	換気用窓設置、網戸設置、換気扇設置、サーキュレーター設置、空気清浄機設置（空気清浄機能を有するエアコンを含み、ウイルス除去機能のあるものに限り）
イ 飛沫を防止するための設備の設置	飛沫防止シート設置、パーテーションボード設置、間仕切り工事、和式トイレの洋式への改修
ウ 設備の非接触型への改修	キャッシュレス決済対応、非接触型自動水栓設置、自動ドア設置
エ 従業員や来客者に感染防止対策を促すための設備の設置又は掲示物等の掲出	非接触型体温計配備、サーモカメラ設置、消毒液自動噴霧器設置、感染防止対策を促す掲示物（ポスター・パネル等）の掲出、ソーシャルディスタンス確保のための床デザイン施工
オ その他、ガイドラインに沿った感染防止対策と市長が認めるもの	—

※例示にない感染防止対策を講じた場合は、参考にしたガイドラインの表紙と該当ページの写しの添付が必要。

■なお、上記に該当する対策に要する費用であっても、次のものは計上できません。

項目	具体例
① 消耗品の購入費	消毒液、マスク、フェイスガード、手袋、ペーパータオル（設備に係る消耗品で、自前で設置するために購入した材料費又は設備の一部として購入したものは除く）
② 汎用性が高く、感染防止対策ではない取組に流用できる機器等の購入費	パソコン・タブレット（システムの一部として必要なものは除く）、車両（改修費は除く）
③ 役務の提供に係る費用	ユニフォーム洗濯、事業所清掃・消毒
④ リースによる物品の調達費	—
⑤ 支援金の対象とする感染防止対策に関し、国、栃木県その他団体から補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象経費	国：持続化補助金、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（決済端末補助事業） 県：地域企業再起支援事業費補助金

2. 支給額

1事業者あたり**5万円**（1回限り）

（裏面に続きます。）

3. 提出書類

書類	備考
1. チェックシート兼誓約書	・別記様式第3号 ・押印必須
2. 支給申請書兼請求書	・別記様式第1号 ・押印必須
3. 対象費用整理簿	・別記様式第2号
4. 領収書等支払を証する書類	・領収書の写し、支払台帳の写し等（申請者の支払いであること、支払の内容、支払った日付、支払額の確認できるもの） ・「3. 対象費用整理簿に」記載したすべての対策分が必要 ・余白に「3. 対象費用整理簿」の対応する記号を記載
5. 設置した設備等の写真	・「3. 対象費用整理簿」に記載したすべての対策分が必要 ・余白に「3. 対象費用整理簿」の対応する記号を記載
6. 掲出した取組宣言書とステッカーの写真	・取組宣言書は、ガイドライン等に沿った「具体的取組」及び「施設名（事業所名）」を記載し、事業所内の任意の場所に掲出 ・ステッカーは来客者から見える店頭などに掲出
7. 市内で事業を営んでいることが確認できる書類	・営業許可証、確定申告書類等（法人市民税確定申告書、収支内訳書、青色申告決算書等）の市内事業所の所在地の記載のあるものの写し ・税申告している場合は省略可。ただし、市税の課税状況等を調査しても確認できなかった場合、改めて書類の提出等を求めることあり
8. 申請者確認書類	・法人の場合は登記事項証明書（コピー可）、個人事業主の場合は運転免許証など ・税申告している場合は省略可。ただし、市税の課税状況等を調査しても確認できなかった場合、改めて書類の提出等を求めることあり
9. 振込先通帳の写し	・通帳の表紙裏側の「金融機関名」「口座番号」「口座名義人」等の「支給申請書兼請求書」に記載した事項の確認できるページのもの

※別記様式1～3及びその記載例等は市HP（<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11,44147,71,html>）でダウンロードしてください。市役所烏山庁舎（商工観光課）の窓口、市役所南那須庁舎（玄関ホール）でも入手可能です。窓口等での入手も困難な方は郵送いたしますので、お問合せください。

※特殊な申請の場合、上記以外の書類の提出を求めることもあります。



4. 申請方法

上記の提出書類を次の宛先に郵送してください。

【宛先】 〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1 那須烏山市役所商工観光課「感染防止対策取組支援金担当」行

※感染防止のため、原則として郵送での申請受付のみとさせていただきますが、やむを得ず持参する場合は、窓口での混雑を避けるため、事前に電話連絡の上、商工観光課へ来庁願います。

5. 申請期間

令和2年10月26日（月）～2月1日（月） ※当日消印有効

※申請受付後、不備等がなければ、1か月程度で口座振込により支援金の支給を行います。

6. 関連サイト

○栃木県の「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」運動の詳細（取組宣言書・ステッカーもココ） → → <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html>

○業種別ガイドライン → → → → → → → → → → <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/gyousyubetsuguidelines.html>



ガイドライン



運動

※ インターネットがご利用になれない等の理由により、ガイドライン・取組宣言書・ステッカーが入手できない方は下記までお問合せください。

【支援金に関する問合せ先】 那須烏山市商工観光課 商工振興グループ 電話番号：0287-83-1115